

今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく
「各施設の今後の方針」について

平成26年3月

函 館 市

目 次

1	各施設の今後の方向性について	1
2	今後の進め方について	1
3	評価区分毎の一覧表について	
(1)	記載内容	4
	参考：公共施設の見直し検討フロー	6
(2)	評価区分毎の一覧表	7

1 各施設の今後の方向性について

本市においては、今後も人口減少や厳しい財政状況が続くことを踏まえ、必要な機能の維持に配慮しながら、施設数の削減や規模を見直し、維持管理経費や将来における老朽化に対応した大規模な改修や建替のための更新費用等の削減に取り組んでいくため、平成25年6月に「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」を策定したところです。

この基本方針の中で、各施設毎に今後の基本的な方向性を検討していくこととしており、この度、対象となった219施設については、公共施設の見直し検討フロー（P6）に基づき評価を行ったほか、今後の方向性について検討を行いました。（結果は、P7～31）

なお、評価結果は、下記のとおりとなっています。

【評価結果総括表】

(単位:施設、%)

評価区分	施設数	割合	主な施設
A 総合的な視点での検討を要する施設	14	6.4	摩周丸、はこだて幼稚園など
B 売却(施設の解体)	48	21.9	もと第二港保育園、地域会館など
C 転用	1	0.4	大船埋蔵文化財展示館
D 民営化	17	7.8	ホテル恵風、ホテルひろめ荘など
E 指定管理者制度の導入	3	1.4	中央図書館、水産物地方卸売市場など
F 統廃合または複合化	57	26.0	亀田福祉センター、女性センターなど
G 管理運営の効率化	79	36.1	本庁舎、各支所など
計	219	100.0	

2 今後の進め方について

今後は、今回策定した各施設の今後の方向性を踏まえ、売却や延命化等に向けた検討を進めていくこととなります。検討の際は、個別計画等に位置付けるなど計画的に進めるほか、必要に応じて、パブリックコメント等の市民コンセンサスを得るための諸手続などを実施します。

(1) 総合的な視点での検討を要する施設

評価区分：A（総合的な視点での検討を要する施設）

[進め方]

機能の必要性が薄れてきていると判断された施設については、府内会議による総合的な視点での検討など、十分な調査や議論等を行った上で、機能の必要性について判断します。

(2) 売却または解体する施設

評価区分：B（売却【施設の解体】）

[進め方]

売却は、原則、更地にした後、一般競争入札で行います。

また、残存している建物の状況等から、解体せず、建物付の土地として売却した方が望ましいと思われる場合については、別途検討することとします。

なお、売却が困難な施設あるいは売却ができない施設については、施設の解体のみ行うこととします。

[期待される主な効果]

- ①歳入の向上（売却収入）
- ②歳出の削減（維持管理経費等の皆減）
- ③業務の軽減（事務手続き等の皆減）

(3) 転用する施設

評価区分：C（転用）

[進め方]

転用後の用途によっては、消防法などの関係法令等に違反する場合があるため、事前に関係法令等を十分に確認した上で検討を進めていきます。

[期待される主な効果]

- ①施設の有効活用
- ②市民ニーズに合った公共スペースの提供

(4) 民営化する施設

評価区分：D（民営化）

[進め方]

施設の譲渡による民営化を進めるため、有償または無償といった譲渡の方法や価格の設定など、事前に十分な検討を行った上で進めていきます。

[期待される主な効果]

- ①歳入の向上（有償譲渡の場合の売却収入）
- ②歳出の削減（維持管理経費等の皆減）
- ③業務の軽減（事務手続き等の皆減）

(5) 存続する施設

- 評価区分：E（指定管理者制度の導入）
F（統廃合または複合化）
G（管理運営の効率化）

[進め方]

存続の必要性がある施設は、市民サービスの向上のため、指定管理者制度の導入検討や施設の利用実態の分析などといった、各種検討を進めていきます。

また、大規模な改修が必要な施設については、改修計画等を策定し、各年度の費用負担の平準化に配慮するほか、建替する必要のある施設については、効率的な施設運営の観点から、統廃合や複合化についての検討も進めていきます。

[期待される主な効果]

- ①市民サービスの向上
- ②歳出の削減（維持管理経費等や建替経費の削減）

3 評価区分毎の一覧表について

(1) 記載内容

評価区分毎の一覧表に記載されている項目の内容については、次のア～カのとおりです。

施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方向性	所管部局
ア	イ	ウ	エ	オ	カ

ア：施設名

施設名の前に◆が付いているものは、「函館市行財政改革プラン2012」の中で見直しの対象となっているものを記載しています。

また、当該施設用地が借地であるものについては、施設名の後ろにカッコ書きでその旨（国有地または借地）を記載しています。

さらに、指定管理者制度を導入しているものについては、施設名の右下にその旨を記載しています。

イ：老朽度

老朽度欄は、1段目に老朽度判定、2段目に建築年度とカッコ書きで経過年数、3段目には耐用年数を記載しています。

1段目の老朽度判定は、経過年数が耐用年数に占める割合で判定し、下記の4区分で記載しています。

- ・耐用年数の20%以内の経過 ◎
- ・耐用年数の60%以内の経過 ○
- ・耐用年数の90%以内の経過 △
- ・耐用年数の90%を超える経過 ×

次に、3段目の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令）を基に、下記の5区分で記載しています。

- ・鉄筋コンクリート 50年
- ・金属造等 38年
- ・木造 24年
- ・船舶 15年
- ・簡易建物 10年

ウ：地区区分

施設の設置場所を「新函館市総合計画」の地区区分に基づき、下記の6区分で記載しています。

1 西部：西部地区

[入舟町、元町、大手町、大森町、若松町ほか]

2 中央部：中央部地区

[千歳町、田家町、千代台町、日乃出町、松陰町ほか]

3 東央部：東央部地区

[川原町、湯浜町、根崎町、上野町、高松町ほか]

4 北東部：北東部地区

[亀田本町、本通1～4丁目、美原1～5丁目、陣川町ほか]

5 北部：北部地区

[港町1～3丁目、北浜町、亀田港町、桔梗町ほか]

6 東部：東部地区

[戸井地区、恵山地区、榎法華地区、南茅部地区]

エ：避難所

避難所マップ等により、下記の6区分で記載しています。

地震：地震避難所 土砂：土砂災害避難所

津波：津波避難所 火山：火山災害避難所

洪水：洪水避難所 津波ビル：津波避難ビル

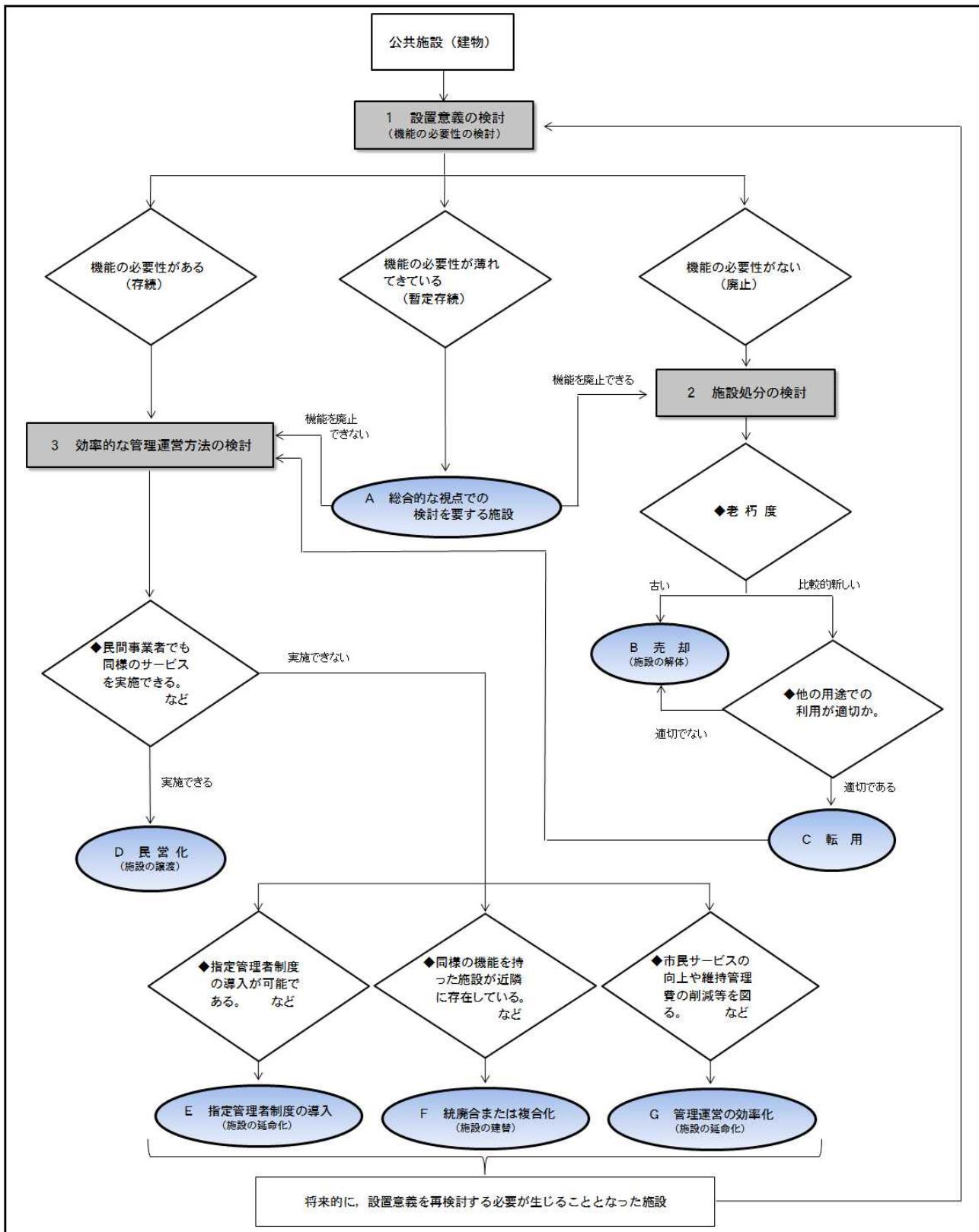
オ：今後の方向性

各施設の今後の方向性を記載しています。

カ：所管部局

施設の所管部局名を記載しています。

【参考：公共施設の見直し検討フロー】



(2) 評価区分毎の一覧表

A 総合的な視点での検討を要する施設

下記の14施設については、利用実態の把握や費用対効果の検証など、十分な調査等を行った上で、機能の必要性について検討していきます。

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針性	所管部局
1	◆臨海研究所	◎ H18(6年) 法耐50年	1 西部	—	平成26年度には、研究施設の提供等を目的とした同様の機能を持つ、国際水産・海洋総合研究センターが供用開始となることから、その後の双方の施設の利用状況を踏まえた上で、機能分担や用途拡大等について検討を進めます。	
2	青函連絡船記念館摩周丸 指定管理（利用料金制）	× S40(46年) 法耐15年	1 西部	—	港湾文化交流施設としての機能、船体の状況、大規模改修費用などを勘案し、様々な角度から、存廃も含めた施設の方向性を検討します。	企画
3	国際交流施設	× S39(47年) 法耐50年	1 西部	—	施設の老朽化が進んでいるほか、利用者が少ない状況にあることから、存廃も含めた施設の方向性について検討を進めます。 なお、検討にあたっては、入居団体（ロシア極東大学、北海道国際交流センター、ロシア領事館函館事務所）とも協議を進めながら行っています。	
4	戸井ウニ種苗センター	○ H3(21年) 法耐38年	6 東部	—	基幹産業である漁業の振興を図り、地元の親ウニから丈夫な種苗を生産し、資源の維持、増産を担っている機能です。 しかしながら、今後は、老朽化に伴う改修が必要となることから、施設の存廃も含めた、総合的な種苗生産・放流体制についての検討を進めます。	農林水産
5	恵山ウニ種苗センター	× H1(23年) 法耐24年	6 東部	—		
6	熱帯植物園 指定管理	× S45(41年) 法耐38年	3 東央部	—	市民の憩いの場および湯川地区の観光を担っている機能です。 しかしながら、今後は、老朽化に伴う大規模改修が必要となることから、サルの処遇などの課題も整理しながら、存廃も含めた施設の方向性について検討します。	土木
7	山背泊水産倉庫 (恵山ウニ種苗センターの資材保管庫)	× S49(37年) 法耐24年	6 東部	—	恵山ウニ種苗センターを維持するための機能です。 しかしながら、今後は、老朽化に伴う改修が必要となることから、施設の存廃も含めた、総合的な種苗生産・放流体制についての検討を進めます。	恵山支所
8	尾札部漁港（副港）展望施設	△ H7(17年) 法耐24年	6 東部	—	南茅部地域の観光振興および市民生活の向上と健康増進を図るための機能です。 近年は、利用者が減少傾向にあり、市民ニーズも薄れていると考えられることから、存廃も含めた施設の方向性について検討します。	南茅部支所

A 総合的な視点での検討を要する施設のつづき

	施 設 名	老朽度	地区区分	避難所	今 後 の 方 向 性	所管部局
9	古部体育館 (もと古部小学校体育館)	○ S56(30年) 法耐50年 指定管理	6 東部	地震 津波 火山	近年は、スポーツ等での利用者が少なく、市民ニーズも薄れきていると考えられることから、当該地区における体育館機能の必要性など、様々な角度から、存廃や転用も含めた施設の方向性について検討します。	
10	南茅部青少年会館(借地)	× S46(40年) 法耐38年 指定管理	6 東部	地震 津波 火山	南茅部地域における青少年の健全育成などを担っている機能ですが、施設の老朽化が進んでいるほか、利用者も減少していることから、存廃や転用も含めた施設の方向性を検討します。	
11	八幡宮外苑野球場(借地)	○ S62(24年) 法耐50年	1 西部	—	あさ野球等に市民利用されるなど、スポーツの振興を図るための機能ですが、借地に係るこれまでの経過や利用者数の状況などを踏まえ、存廃も含めた施設の方向性について検討します。	教 育 委員会
12	恵山総合体育館 (恵山運動広場合む)	△ S48(38年) 法耐50年	6 東部	地震 土砂	恵山地域におけるスポーツ大会の開催など、スポーツの振興を図るための機能ですが、施設の老朽化が進んでいるほか、利用者も減少してきていることから、今後、施設の老朽化の状況を見ながら、存廃も含めた施設の方向性について検討します。	
13	◆はこだて幼稚園 (千歳図書室併設)	◎ H14(10年) 法耐50年	2 中央部	地震	民間幼稚園の充実や幼児数の減少に伴い、定員を満たしていないことから、市立幼稚園としての存在意義などを検証した上で、存廃や民営化も含めた施設の方向性について検討します。	
14	◆戸井幼稚園	△ S55(31年) 法耐38年	6 東部	地震 土砂		

B 売却（施設の解体）

下記の48施設については、売却（機能を廃止した施設の譲渡を含む）や施設の解体の検討を進めていきます。

	施 設 名	老朽度	地区区分	避難所	今 後 の 方 向 性	所管部局
1	リサイクル機器入舟保管庫 (もと西部児童館)	×	1 S37(49年) 法耐24年	西部	保管している機器を精査し、堀川保管庫に集約することで、当該保管庫を解体し、売却します。	保健福祉
2	◆もと第二港保育園 (保育用教材保管庫含む)	×	5 S48(38年) 法耐38年	北部	民営化に伴い機能が廃止となったことから、施設を売却します。	子ども未来
3	小安西会館(借地) 指定管理	×	6 H1(23年) 法耐24年	東部 地震土砂		
4	小安東会館(借地) 指定管理	×	6 S60(26年) 法耐24年	東部		
5	小安中央会館 指定管理	×	6 S49(37年) 法耐38年	東部 地震津波土砂	市が所有する東部地区の地域会館と各町会が所有する旧函館地域の町会館との間に、取扱いの不整合が生じていることから、地域会館を廃止しますが、1町会に会館が複数設置されている地域については、1会館に整理した上で廃止します。 また、東部地区の特性などを考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うために、準拠点的な公共施設を、一定条件のもと、既存施設を活用して位置付けることも検討します。 なお、機能を廃止した施設は、町会が独自に所有・運営したいと希望する場合、譲渡することとしますが、原則、施設を解体します。	戸井支所
6	釜谷会館(借地) 指定管理	×	6 S54(32年) 法耐24年	東部		
7	汐首東会館 指定管理	×	6 S62(24年) 法耐24年	東部		
8	汐首西会館 指定管理	×	6 S47(39年) 法耐24年	東部 地震津波土砂		
9	瀬田来会館 指定管理	×	6 S48(38年) 法耐24年	東部 地震津波土砂		
10	弁才町会館(借地) 指定管理	△	H6(18年) 法耐24年	東部		

B 売却（施設の解体）のつづき

	施 設 名	老朽度	地区区分	避難所	今 後 の 方 向 性	所管部局
11	泊町会館 指定管理	×	6 東部	—		
12	館町会館 指定管理	×	6 東部	—		戸井支所
13	原木会館(借地) 指定管理	△ H3(21年) 法耐24年	6 東部	—		
14	日浦会館 指定管理	△ S62(24年) 法耐38年	6 東部	地震		
15	御崎会館(借地) 指定管理	○ H7(17年) 法耐38年	6 東部	地震 火山	市が所有する東部地区の地域会館と各町会が所有する旧函館地域の町会館との間に、取扱いの不整合が生じていることから、地域会館を廃止しますが、1町会に会館が複数設置されている地域については、1会館に整理した上で廃止します。 また、東部地区の特性などを考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うために、準拠点的な公共施設を、一定条件のもと、既存施設を活用して位置付けることも検討します。	
16	尻岸内会館 指定管理	△ H8(16年) 法耐24年	6 東部	地震 津波 土砂	なお、機能を廃止した施設は、町会が独自に所有・運営したいと希望する場合、譲渡することとしますが、原則、施設を解体します。	
17	女那川会館(借地) 指定管理	× S45(41年) 法耐38年	6 東部	地震		恵山支所
18	古武井会館 指定管理	× S40(46年) 法耐24年	6 東部	地震		
19	中浜会館 指定管理	△ H5(19年) 法耐24年	6 東部	地震 土砂		
20	柏野会館 指定管理	× S49(37年) 法耐24年	6 東部	地震		
21	銚子会館 指定管理	△ S52(34年) 法耐38年	6 東部	地震 土砂 火山		榎法華支所

B 売却（施設の解体）のつづき

	施 設 名	老朽度	地区区分	避難所	今 後 の 方 向 性	所管部局
22	元村会館 指定管理	×	6 東部	地震 火山		
		S51(35年) 法耐38年				
23	富浦会館 指定管理	×	6 東部	地震	<p>市が所有する東部地区の地域会館と各町会が所有する旧函館地域の町会館との間に、取扱いの不整合が生じていることから、地域会館を廃止しますが、1町会に会館が複数設置されている地域については、1会館に整理した上で廃止します。</p> <p>また、東部地区の特性などを考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うために、準拠点的な公共施設を、一定条件のもと、既存施設を活用して位置付けることも検討します。</p>	総括華支 所
		S56(30年) 法耐24年				
24	島泊会館 指定管理	×	6 東部	地震 土砂		
		H1(23年) 法耐24年				
25	新浜町会館 指定管理	△	6 東部	—	<p>なお、機能を廃止した施設は、町会が独自に所有・運営したいと希望する場合、譲渡することとしますが、原則、施設を解体します。</p>	
		H3(21年) 法耐24年				
26	新八幡町会館 指定管理	△	6 東部	地震 火山		
		H4(20年) 法耐24年				
27	もと木直保育園(借地)	×	6 東部	—	<p>現時点および今後においても使用または活用する予定がないことから、施設の解体後、借地を返還します。</p>	
		S56(30年) 法耐24年				
28	うに種苗生産施設(借地)	×	6 東部	—	<p>現時点および今後においても使用または活用する予定がないことから、施設の解体後、借地を返還します。</p>	
		S59(27年) 法耐10年				
29	古部会館(借地) 指定管理	△	6 東部	地震 火山		南茅部支 所
		H8(16年) 法耐24年				
30	白井川会館 指定管理	△	6 東部	地震 火山	<p>市が所有する東部地区の地域会館と各町会が所有する旧函館地域の町会館との間に、取扱いの不整合が生じていることから、地域会館を廃止しますが、1町会に会館が複数設置されている地域については、1会館に整理した上で廃止します。</p> <p>また、東部地区の特性などを考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うために、準拠点的な公共施設を、一定条件のもと、既存施設を活用して位置付けることも検討します。</p>	
		H4(20年) 法耐24年				
31	木直会館 指定管理	△	6 東部	地震 火山	<p>なお、機能を廃止した施設は、町会が独自に所有・運営したいと希望する場合、譲渡することとしますが、原則、施設を解体します。</p>	
		S54(32年) 法耐50年				
32	ポン木直会館 指定管理	×	6 東部	地震 火山		
		S56(30年) 法耐24年				

B 売却（施設の解体）のつづき

	施 設 名	老朽度	地区区分	避難所	今 後 の 方 向 性	所管部局
33	見日会館 指定管理	×	6 東部	地震 火山		
34	黒鷺会館 指定管理	×	6 東部	—		
35	尾札部会館 指定管理	×	6 東部	地震 火山		
36	川汲会館(借地) 指定管理	×	6 東部	地震 土砂 火山		
37	安浦会館(借地) 指定管理	×	6 東部	地震 土砂 火山	市が所有する東部地区の地域会館と各町会が所有する旧函館地域の町会館との間に、取扱いの不整合が生じていることから、地域会館を廃止しますが、1町会に会館が複数設置されている地域については、1会館に整理した上で廃止します。 また、東部地区の特性などを考慮し、コミュニティ活動の拠点となる施設を補うために、準拠点的な公共施設を、一定条件のもと、既存施設を活用して位置付けることも検討します。 なお、機能を廃止した施設は、町会が独自に所有・運営したいと希望する場合、譲渡することとしますが、原則、施設を解体します。	南茅部支 所
38	臼尻会館 指定管理	×	6 東部	地震 火山		
39	大船会館 指定管理	×	6 東部	地震 火山		
40	双見会館 指定管理	×	6 東部	地震 火山		
41	磯谷会館(借地) 指定管理	×	6 東部	地震 火山		
42	望路会館 指定管理	△	6 東部	地震 火山		
43	尾札部中央会館 指定管理	×	6 東部	—		

B 売却（施設の解体）のつづき

	施 設 名	老朽度	地区区分	避難所	今 後 の 方 向 性	所管部局
44	◆市民体育館 指定管理	△ S49(37年) 法耐50年	3 東央部	地震土砂	函館アリーナの整備に伴い、建物を解体した後、函館アリーナの駐車場として整備し、活用します。	
45	日吉書庫 (もと日吉幼稚園)	×	3 東央部	—	日吉幼稚園の閉園後、図書資料の書庫として活用していましたが、日吉中央通整備の支障物件となることから施設を解体し、(仮称)日吉多目的グラウンドの駐車場として整備し、活用します。	
46	旧町民プール (戸井)	× S55(31年) 法耐24年	6 東部	—	プールとしての機能は廃止しており、管理棟についても老朽化により、他の用途での利用が見込めないことから、今後、施設を解体します。	教 育 委員会
47	恵山郷土博物館	△ S42(44年) 法耐50年	6 東部	—	施設の老朽化が進んでいることから、展示物を他の施設に移設した上で、施設の機能を廃止し、建物を解体します。 また、東部地区をはじめ、市が所有する郷土資料や出土品等の展示・保管のあり方について検討します。	
48	埋蔵文化財仮保管庫 (南茅部川汲町)	△ H3(21年) 法耐24年	6 東部	—	今後の垣ノ島遺跡などの発掘調査に係る機材の保管のため必要な機能ですが、施設の老朽化が進んでいることから、保管物を他の施設に移設することで本施設を廃止し、解体します。	

C 転用

下記の1施設については、転用の検討を進めています。

	施 設 名	老朽度	地区区分	避難所	今 後 の 方 向 性	所管部局
1	大船遺跡埋蔵文化財展示館	○ H11(13年) 法耐24年	6 東部	—	展示物を縄文文化交流センターに集約することで、展示館としての機能は不要となることから、当該施設を史跡見学者の便宜施設（トイレ・休憩所）に転用し、活用します。	教 育 委員会

D 民営化

下記の17施設については、民営化の検討を進めています。

施 設 名	老朽度	地区区分	避難所	今 後 の 方 向 性	所管部局
◆産学官交流プラザ(借地) 指定管理	◎ H17(7年) 法耐50年	5 北部	—	本施設は、北海道大学によるマリンサイエンス創成研究棟の整備にあたり、市からの寄附により北大が設置を検討していたものでしたが、法的な規制があったため、合築整備したものです。 水産・海洋に関する産学官の交流を促進するための機能については、今後も必要と考えますが、平成23年度の法改正により、市からの譲渡が可能となったことから、北大への譲渡について検討を進めます。	企画
◆デイサービスセンター入舟 (フレトピアセンター入舟内) 指定管理（利用料金制）	○ S58(28年) 法耐50年	1 西部	地震土砂		
◆デイサービスセンター谷地頭(借地) (谷地頭いきいき交流センター内) 指定管理（利用料金制）	○ H11(13年) 法耐50年	1 西部	地震土砂		
◆デイサービスセンター港 (市営住宅港町団地敷地内) ※港図書室および港町2丁目団地集会所を併設 指定管理（利用料金制）	○ H7(17年) 法耐50年	5 北部	—	介護保険制度開始以来、デイサービス事業に民間事業者の参入も多いことから、公設が担う役割は終えたものと考え、民営化を検討します。	保健福祉
◆デイサービスセンター花園 (市営住宅花園団地に併設) 指定管理（利用料金制）	○ H8(16年) 法耐50年	3 東央部	—		
◆デイサービスセンター戸井 指定管理（利用料金制）	○ H5(19年) 法耐50年	6 東部	—		
◆花園保育園	○ H9(15年) 法耐50年	3 東央部	地震	保育に欠ける乳児または幼児を保育するために必要な機能です。 「公立保育園後期民営化計画」に基づき、これまで計画的に民営化を進めており、今後においても、順次、民営化を進めます。	子ども未来
◆湯浜保育園 (市営住宅湯浜団地内)	△ S50(36年) 法耐50年	3 東央部	—		
◆つつじ保育園	◎ H21(3年) 法耐38年	6 東部	—	保育に欠ける乳児または幼児を保育するために必要な機能です。 「公立保育園後期民営化計画」に基づき、民営化を検討します。	恵山支所

D 民営化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
10	◆ホテル恵風 指定管理（利用料金制）	○ H9(15年) 法耐50年	6 東部	地震津波	般法華地域の観光拠点として必要な機能です。 しかしながら、同様のサービス提供や観光振興等は、民間事業者においても実施可能なことから、民営化を検討します。	般法華支所
		○ H7(17年) 法耐50年			観光施設としてホテル恵風と一体とした活用が考えられることから、ホテル恵風と併せて民営化を検討します。 なお、民営化にあたり、当該施設から灯台資料館機能を廃止する場合には、般法華支所などの展示等を検討します。	
11	◆灯台資料館 指定管理	○ H6(18年) 法耐50年	6 東部	—	市の恵まれた温泉を活用し、市民福祉の増進と観光の振興に資するため必要な機能です。 しかしながら、同様のサービスを民間事業者においても実施可能なことから、民営化を検討します。	般法華支所
		○ H2(22年) 法耐38年				
12	◆ホテルひろめ荘 指定管理（利用料金制）	○ H6(18年) 法耐50年	6 東部	地震津波土砂	市の恵まれた温泉を活用した施設として、ホテルひろめ荘と一体とした管理が望ましいことから、ホテルひろめ荘と併せて民営化を検討します。	般法華支所
		△ H3(21年) 法耐24年				
13	◆南かやべ保養センター 指定管理（利用料金制）	△ S48(38年) 法耐24年	6 東部	—	レクリエーション活動の普及等を図るため、南茅部地域の公園として必要な機能です。 実際の利用状況などから、ホテルひろめ荘および南かやべ保養センターと一体とした活用が考えられることから、それらと併せて民営化を検討します。	南茅部支所
		○ S57(29年) 法耐50年				
14	◆尾札部保育園 （管理棟、炊事棟など）	×	6 東部	—	保育に欠ける乳児または幼児を保育するため必要な機能です。 「公立保育園後期民営化計画」に基づき、民営化を検討します。	南茅部支所
		△ S51(35年) 法耐50年				
15	◆臼尻保育園	△ S48(38年) 法耐24年	6 東部	—	南茅部地域の子育て支援機能の充実を図るために必要な機能です。 しかしながら、同様のサービスを民間事業者においても実施可能なことから、民営化を検討します。	南茅部支所
		△ S51(35年) 法耐50年				
16	◆地域子育て支援センター 南かやべ	△ S51(35年) 法耐50年	6 東部	—	南茅部地域の子育て支援機能の充実を図るために必要な機能です。 しかしながら、同様のサービスを民間事業者においても実施可能なことから、民営化を検討します。	南茅部支所
		△ S51(35年) 法耐50年				

E 指定管理者制度の導入

下記の3施設については、指定管理者制度の導入の検討を進めています。

施 設 名	老朽度	地区区分	避難所	今 後 の 方 向 性	所管部局
1 水産物地方卸売市場	○ S59(27年) 法耐50年	1 西部	—	生鮮水産物等の取引の適正化ならびに生産および流通の円滑化を図り、その安定供給を担うために必要な機能です。 今後、指定管理者制度を導入し、更なる管理運営の効率化を図ります。	農林水産
2 ◆公民館	× S8(78年) 法耐50年	1 西部	—	市民の学習・芸術文化活動の場として必要な機能であることから、施設を改修した上で、より効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入について検討します。	教育委員会
3 中央図書館	◎ H17(7年) 法耐50年	2 中央部	—	市民が自ら学ぶために必要とする各分野の資料や情報を提供する場として必要な機能です。 より効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入について検討します。	

F 統廃合または複合化

下記の57施設については、統廃合または複合化の検討を進めています。

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方向性	所管部局
1	女性センター (東川児童館併設)	△ S46(40年) 法耐50年	1 西部	—	女性の福祉の増進や教養の向上、さらには男女共同参画社会の形成促進に寄与するために必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、今後の施設の効率的な運用、利便性の向上を図るため、類似機能を有する青年センターとの統合について検討します。	市民
2	函館市斎場	○ H3(21年) 法耐50年	1 西部	—		
3	戸井斎場	○ H10(14年) 法耐50年	6 東部	—	公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めるほか、将来的な施設の統廃合について検討します。	
4	榎法華斎場	○ H13(11年) 法耐50年	6 東部	—		
5	南茅部斎場	○ H1(23年) 法耐50年	6 東部	—		
6	◆美原老人福祉センター	△ S55(31年) 法耐38年	4 北東部	—	市内の高齢者の方々が健康で明るく生きがいのある生活を送るために必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、近隣の老朽化した施設との複合化について検討します。	
7	◆赤川児童館	○ H15(9年) 法耐38年	4 北東部	地震		
8	◆亀田港児童館	◎ H18(6年) 法耐38年	5 北部	地震 洪水	児童の健全育成や健康増進などの場として必要な機能です。 施設の老朽化、少子化の進行を勘案し、必要な補修を行なながら、他の公共施設への移転や統廃合について検討します。	
9	◆中島児童館 (中島小学校敷地内)	× S20(66年) 法耐24年	2 中央部	—	また、指定管理者制度のモデル導入を行うなど、より効率的な管理運営に努めます。	
10	◆湯川児童館	× S25(61年) 法耐24年	3 東央部	地震 洪水		子ども未来

F 統廃合または複合化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方向性	所管部局
11	◆高盛児童館 (高盛小学校敷地内)	x S16(70年) 法耐24年	2 中央部	—		子ども未来
12	◆五稜児童館	x S39(47年) 法耐24年	2 中央部	—		
13	◆宮前児童館(借地)	x S40(46年) 法耐24年	2 中央部	地震		
14	◆人見児童館(借地)	x S42(44年) 法耐24年	2 中央部	地震		
15	◆日吉が丘児童館	x S43(43年) 法耐24年	3 東央部	地震 洪水 土砂	児童の健全育成や健康増進などの場として必要な機能です。 施設の老朽化、少子化の進行を勘案し、必要な補修を行いながら、他の公共施設への移転や統廃合について検討します。 また、指定管理者制度のモデル導入を行うなど、より効率的な管理運営に努めます。	
16	◆大川児童館	x S33(53年) 法耐24年	2 中央部	地震		
17	◆西部児童館 (フレトイアセンター入舟内)	○ S58(28年) 法耐50年	1 西部	地震 土砂		
18	◆谷地頭児童館	x S45(41年) 法耐24年	1 西部	地震 土砂		
19	◆上湯川児童館	x S47(39年) 法耐24年	3 東央部	—		
20	◆東川児童館 (女性センター内)	△ S46(40年) 法耐50年	1 西部	地震		

F 統廃合または複合化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方向性	所管部局
21	◆本町児童館	×	2 中央部	—		
		S48(38年) 法耐24年				
22	◆富岡児童館	×	4 北東部	地震		
		S42(44年) 法耐24年				
23	◆美原児童館	×	4 北東部	地震		
		S50(36年) 法耐24年				
24	◆湯浜児童館 (市営住宅湯浜団地内)	△ S50(36年) 法耐50年	3 東央部	—		
25	◆深堀児童館	△ S54(32年) 法耐38年	3 東央部	—		
26	◆鍛治児童館	△ S56(30年) 法耐38年	4 北東部	地震	児童の健全育成や健康増進などの場として必要な機能です。 施設の老朽化、少子化の進行を勘案し、必要な補修を行なながら、他の公共施設への移転や統廃合について検討します。 また、指定管理者制度のモデル導入を行うなど、より効率的な管理運営に努めます。	子ども未来
27	◆昭和児童館	○ H2(22年) 法耐38年	4 北東部	地震		
28	◆旭岡児童館	○ H6(18年) 法耐38年	3 東央部	—		
29	◆桔梗児童館 (桔梗福祉交流センター内) ※桔梗福祉の家、桔梗配本所併設	○ H16(8年) 法耐38年	5 北部	地震 洪水		
30	◆山の手児童館	○ H10(14年) 法耐38年	4 北東部	—		
31	◆神山児童館	◎ H23(1年) 法耐38年	4 北東部	—		

F 統廃合または複合化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
32	古川母と子の家(借地)	×	3 東央部	地震	児童の健全育成や健康増進などの場として必要な機能です。 施設の老朽化、少子化の進行を勘案し、必要な補修を行なながら、他の公共施設への移転や統廃合について検討します。 また、指定管理者制度のモデル導入を行うなど、より効率的な管理運営に努めます。	子ども未来
33	恵山クリーンセンター	○ H9(15年) 法耐38年	6 東部	地震 津波	廃棄物処理法により市内で生ずる一般廃棄物の処理が市に義務付けられていることから、設置している施設です。 利用件数が少ないことから、効率的な管理運営のため、将来的な施設の統合について検討します。	環境
34	南茅部クリーンセンター	○ H6(18年) 法耐38年	6 東部	—	廃棄物処理法により市内で生ずる一般廃棄物の処理が市に義務付けられていることから、設置している施設です。 利用件数が少ないことから、効率的な管理運営のため、将来的な施設の統合について検討します。	
35	青年センター 指定管理	△ S43(43年) 法耐50年	2 中央部	地震 津波	青少年の教養の向上やサークル活動の充実等を図るために必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、今後の施設の効率的な運用を図るために、類似機能を有する女性センターとの統合について検討します。	教育委員会
36	◆亀田福祉センター (美原図書室併設) 指定管理(利用料金制)	△ S46(40年) 法耐50年	4 北東部	地震		
37	◆亀田青少年会館 指定管理	△ S47(39年) 法耐50年	4 北東部	地震 土砂	市民の自主的な社会活動や生涯学習の推進等を図るために、各々必要な機能です。 各施設とも老朽化が進んでいるため、施設の統廃合や複合化について検討します。	
38	◆亀田公民館	× S38(48年) 法耐24年	4 北東部	地震		
39	◆文学館 指定管理	× T10(91年) 法耐50年	1 西部	—	景観形成指定建築物の建物であり、建物自体を維持していく必要がありますが、施設が老朽化しているため、今後、西部地区における総合博物館の将来的な整備を検討する中で、施設の統廃合も併せて検討します。	
40	博物館本館(国有地)	× S39(47年) 法耐50年	1 西部	—	郷土に関する資料等を保存・展示するために必要な機能です。 施設が老朽化しているため、今後、西部地区における総合博物館の将来的な整備について検討する中で、施設の統廃合も併せて検討します。	
41	◆北方民族資料館 指定管理	× T15(86年) 法耐50年	1 西部	—		

F 統廃合または複合化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
42	◆北洋資料館 指定管理	○ S56(30年) 法耐50年	2 中央部	—	郷土に関する資料等を保存・展示するためには必要な機能です。 今後、西部地区における総合博物館の将来的な整備について検討する中で、施設の統廃合も併せて検討します。	
43	戸井公民館	✗ S41(45年) 法耐38年	6 東部	地震 土砂		
44	戸井郷土館	△ S47(39年) 法耐50年	6 東部	—	各々の施設は、戸井地域における社会教育充実のため必要な機能です。 各施設とも老朽化が進んでおり、また、利用者も減少していることから、戸井東部地区では戸井総合学習センターおよび戸井生涯学習センターを、西部地区では新たに整備する（仮称）戸井西部総合センターを拠点とした、機能面を含めての施設再編を行い、これらの施設を廃止します。	
45	戸井埋蔵文化財展示館	✗ S48(38年) 法耐38年	6 東部	—		
46	戸井青少年会館(借地)	✗ S43(43年) 法耐38年	6 東部	地震 土砂		
47	戸井総合学習センター	△ S53(33年) 法耐50年	6 東部	地震 津波 ビル	戸井地域における文化祭や各種集会など社会教育事業の拠点施設として必要な機能です。 将来的には老朽化に伴う大規模改修が必要となってくることから、今後、施設の老朽度や利用状況を勘案しながら、他の施設との統廃合について検討します。	教育委員会
48	戸井生涯学習センター	△ H9(15年) 法耐24年	6 東部	地震 土砂	戸井地域における各種教室の開催など社会教育事業の拠点施設として必要な機能です。 今後、施設の老朽度や利用状況を勘案しながら、他の施設との統廃合について検討します。	
49	◆港図書室 (市営住宅港町団地敷地内) ※デイサービスセンター港および 港町2丁目団地集会所を併設	○ H7(17年) 法耐50年	5 北部	—		
50	◆旭岡図書室 (市営住宅旭岡2丁目団地 集会所併設)	△ H1(23年) 法耐38年	3 東央部	—	地域住民の身近な学習活動の支援施設として必要な機能です。 より効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入を図るほか、利用実態等を踏まえた各図書室の統廃合の検討を進めます。	
51	◆千歳図書室 (はこだて幼稚園内)	◎ H14(10年) 法耐50年	2 中央部	—		

F 統廃合または複合化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方向性	所管部局
52	◆美原図書室 (亀田福祉センター内)	△ S46(40年) 法耐50年	4 北東部	地震		
53	◆湯川図書室 (湯川支所内)	○ S57(29年) 法耐50年	3 東央部	—	地域住民の身近な学習活動の支援施設として必要な機能です。 より効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度の導入を図るほか、利用実態等を踏まえた各図書室の統廃合の検討を進めます。	
54	◆桔梗配本所 (桔梗福祉交流センター内)	○ H16(8年) 法耐38年	5 北部	地震 洪水		
55	南北海道教育センター	△ S49(37年) 法耐50年	3 東央部	—	市や渡島管内における教員研修の拠点施設として必要な機能です。 施設の老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となることから、関連施設との複合化や他の施設への移転について検討します。	教育委員会
56	博物館郷土資料館 (旧金森洋物店)	○ H11(13年) 法耐38年	1 西部	—	北海道指定有形文化財である建物を活用した資料館であり、建物自体を維持していく必要がありますが、今後、西部地区における総合博物館の将来的な整備を検討する中で、施設の統廃合も併せて検討します。	
57	戸井運動広場 (クラブハウス)	× S60(26年) 法耐24年	6 東部	地震 土砂	戸井地域唯一の屋外スポーツ施設として必要な機能ですが、老朽化が進んでいることから、社会教育とコミュニティ機能、運動広場の管理機能を併せもった（仮称）戸井西部総合センターを整備し、施設の複合化を図ります。	

G 管理運営の効率化

下記の 7 9 施設については、管理運営の効率化を進めていきます。

	施 設 名	老朽度	地区区分	避難所	今 後 の 方 向 性	所管部局
1	本庁舎	○ S57(29年) 法耐50年	1 西部	地震津波ビル	市の職員が事務を執り行うほか、市民にサービスを提供するために必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
2	地域交流まちづくりセンター 指定管理（利用料金制）	× T12(89年) 法耐50年	1 西部	—	市民活動を支援し、市民に交流の場を提供するほか、地域の情報を発信するために必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図るほか、今後は、更なる歳入を確保するため、利用料金の見直しについて検討するなど、効率的な管理運営に努めます。	総務
3	競輪場	◎ H14(10年) 法耐50年	2 中央部	—	競輪事業の目的の一つは、一般会計に収益を繰り入れ地方財政の健全化を図るためにものであることから、今後においても、引き続き経営健全化を図りながら、現施設の効率的な管理運営に努めます。	競輪事業
4	亀田支所	△ S53(33年) 法耐50年	4 北東部	—	市民にサービスを提供する上で必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
5	湯川支所	○ S57(29年) 法耐50年	3 東央部	—	市民にサービスを提供する上で必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	市民
6	錢龜沢支所	△ S42(44年) 法耐50年	3 東央部	—	市民にサービスを提供する上で必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
7	リサイクル機器堀川保管庫 (障がい者地域活動支援センター併設)	× S55(31年) 法耐24年	2 中央部	—	機器保管庫として必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
8	◆谷地頭老人福祉センター（借地） (谷地頭いきいき交流センター内) 指定管理	○ H11(13年) 法耐50年	1 西部	地震土砂	市内の高齢の方々が健康で明るく生きがいのある生活を送るために必要な機能です。 受益者負担の適正化を図るため、市内全ての老人福祉センターの入浴施設について、有料化を検討します。	保健福祉

G 管理運営の効率化のつづき

施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
◆湯川老人福祉センター 指定管理	×	3 東央部	—	市内の高齢者の方々が健康で明るく生きがいのある生活を送るために必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
◆慰靈堂 (青少年ホール)	×	1 西部	—	大火による殉難者を弔慰する施設建立の目的を考慮すると、今後も引き続き市において運営すべきものと考えます。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。 また、慰靈祭以外の使用時(青少年ホール)の管理運営方法の効率化について検討します。	
◆総合福祉センター (あいよる21) 指定管理	○ H5(19年) 法耐50年	1 地震津波ビル 西部		市民福祉の増進を図るために必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
犬抑留所	△ S63(23年) 法耐38年	3 東央部	—	法定設置義務のある施設(抑留所)であるほか、死亡動物を焼却するための焼却炉を設置しています。 他に公共で設置している焼却炉の代替施設がないため、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
はこだて療育・ 自立支援センター	◎ H23(1年) 法耐50年	3 東央部	—	障がい児・者の福祉を推進するために必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	保健福祉
保健所 (総合保健センター内)	◎ H14(10年) 法耐50年	2 地震 中央部		法定設置義務のある施設です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
衛生試験所 (総合保健センター内)	◎ H14(10年) 法耐50年	2 地震 中央部		法定設置義務のある施設です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
総合保健センター (口腔保健センター等併設)	◎ H14(10年) 法耐50年	2 地震 中央部		地域保健対策を推進するため必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
夜間急病センター 指定管理(利用料金制)	◎ H14(10年) 法耐50年	2 地震 中央部		函館市、北斗市、七飯町における夜間の初期救急を担う唯一の医療機関です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	

G 管理運営の効率化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
18	根崎生活館(借地)	×	3 東央部	地震 津波	地域住民の生活改善と文化の向上や社会福祉の増進のため必要な機能で、現在は、地域の子どもたちの放課後の居場所として、また、地域コミュニティの拠点として利用されています。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	子ども未来
19	弥生小学校併設 学童保育専用施設	◎ H23(1年) 法耐50年	1 西部	—	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を保育し、保護者の子育てを支援するために必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
20	清掃センター (日乃出清掃工場ほか)	△ S49(37年) 法耐50年	2 中央部	—	廃棄物処理法により市内で生ずる一般廃棄物の処理が市に義務付けられていることから、設置している施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	環境
21	日乃出いこいの家	× S50(36年) 法耐24年	2 中央部	—	ごみ焼却工場建設に当たっての地域住民との合意条件として設置した施設です。 ごみ焼却余熱利用が可能な間は、効率的な管理運営に努めます。	
22	リサイクルセンター	○ H8(16年) 法耐38年	4 北東部	—	廃棄物処理法により市内で生ずる一般廃棄物の処理が市に義務付けられていることから、設置している施設です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	経済
23	七五郎沢廃棄物最終処分場	△ H3(21年) 法耐24年	4 北東部	—	廃棄物処理法により市内で生ずる一般廃棄物の処理が市に義務付けられていることから、設置している施設です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
24	◆職業訓練センター	△ S45(41年) 法耐50年	1 西部	—	職種別講習会や技能検定の実施等、技能労働者の技能の習得および向上を図り、地域産業の発展に必要な人材育成の拠点として必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	経済
25	勤労者総合福祉センター (サン・リフレ函館)	○ H9(15年) 法耐50年	1 西部	地震	西部地区における文化・スポーツ活動の拠点として必要な機能です。 しかしながら、施設が海に隣接しており、塩害による老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
26	計量検査所	× S47(39年) 法耐38年	2 中央部	—	計量法の規定に基づく適正な計量の実施に必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	

G 管理運営の効率化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
27	産業支援センター 指定管理	○	5 北部	—	地域企業の新分野進出や起業化支援のため必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	経済
		H9(15年) 法耐38年				
28	はこだてグリーンプラザ (物置、公衆便所) 指定管理	◎	1 西部	—	当該施設は、駅前・大門地区のほぼ中央に位置し、市中心市街地のにぎわい創出を担う機能を有しています。 今後は駅前通との連続性を考慮するとともに、観光振興に重点を置いた整備を検討するほか、効率的な管理運営に努めます。	経済
		H14(10年) 法耐50年				
29	旧イギリス領事館 (開港記念館) 指定管理（利用料金制）	×	1 西部	—	本市にとって必要な観光施設です。 引き続き魅力ある施設として、今後も効率的な管理運営に努めます。	観光コンベンション
		T2(99年) 法耐38年				
30	元町観光駐車場 (立体式・広場式) 指定管理	○	1 西部	—	西部地区における駐車場として必要な機能です。 しかしながら、繁忙期を除いては利用頻度が低いことから、月極駐車場部分の拡大も含めた効率的な管理運営について検討します。	観光コンベンション
		H13(11年) 法耐38年				
31	◆写真歴史館 (元町観光案内所併設) 指定管理	△	1 西部	—	当該施設は、北海道指定有形文化財（旧北海道庁函館支庁府舎）であることから、価値ある建物の保存という観点も含め、今後、他の用途での活用など、効率的な管理運営について検討します。	観光コンベンション
		H7(17年) 法耐24年				
32	漁村センター 指定管理	△	3 東央部	—	漁民の生活改善および生産活動の向上を図るために必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	農林水産
		S54(32年) 法耐50年				
33	青果物地方卸売市場 指定管理	△	5 北部	—	青果物等の取引の適正化ならびに生産および流通の円滑化を図り、その安定供給を担うために必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	農林水産
		S49(37年) 法耐50年				
34	車両センター (土木部維持課事務所等)	△	4 北東部	—	事務所や車庫として必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	土木
		H5(19年) 法耐24年				
35	戸井ウォーターパーク (キャンプ場、ふれあい湯遊館など) 指定管理（利用料金制）	○	6 東部	—	市民の憩いの場とレクリエーションに親しむ場として必要な機能で、特に、ふれあい湯遊館については、地域にとって欠かせない必要な施設です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	土木
		H8(16年) 法耐38年				

G 管理運営の効率化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
36	港湾部管理事務所(国有地) (大町派出所)	× S46(40年) 法耐24年	1 西部	—	旅客船の歓迎のほか、ふ頭内警備の詰所や警備用品等の保管といった港湾施設等を管理する上で必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	港湾空港
37	港湾部管理事務所(国有地)	× S59(27年) 法耐24年	2 中央部	—	港湾施設等の管理業務を行う上で必要な事務所機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
38	西ふ頭上屋	× S7(79年) 法耐38年	1 西部	—	海上輸送貨物の荷さばきや一時保管を行うため、港湾管理・運営上必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
39	中央ふ頭上屋	× S32(54年) 法耐38年	2 中央部	—	海上輸送貨物の荷さばきや一時保管を行うため、港湾管理・運営上必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
40	外航船舶客船員待合所	× S43(43年) 法耐24年	2 中央部	—	外航船の船客船員が通船するための待機所として利用するほか、港湾関係労働者の福利厚生施設として必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
41	港町ふ頭コンテナヤード 指定管理(利用料金制)	◎ H17(7年) 法耐38年	2 中央部	—	コンテナ貨物の管理・運営に必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
42	戸井支所	△ S44(42年) 法耐50年	6 東部	—	市民にサービスを提供する上で必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、施設の劣化の進行度合や財政状況を踏まえ、継続的に補修を行い、現施設の延命化を図ります。 また、施設内の空きスペースの有効活用について検討します。	戸井支所
43	恵山支所	× S39(47年) 法耐38年	6 東部	—	市民にサービスを提供する上で必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図ります。 また、施設内の空きスペースの有効活用について検討します。	恵山支所
44	恵山海浜公園 (などわ・えさん交流センター) 指定管理	○ H11(13年) 法耐38年	6 東部	—	恵山地域の振興および市民の福祉の増進のために必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	

G 管理運営の効率化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
45	恵山福祉センター	△ S54(32年) 法耐50年	6 東部	—	恵山地域の福祉の向上のために必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
46	恵山市民センター	△ S54(32年) 法耐50年	6 東部	地震 津波	恵山地域の住民の交流のために必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
47	温泉源ポンプ室	△ H8(16年) 法耐24年	6 東部	—	恵山福祉センターの入浴施設の維持に必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	恵山支所
48	恵山コミュニティセンター 指定管理	◎ H21(3年) 法耐38年	6 東部	地震 土砂	過疎地域のコミュニティと地域活動の促進のために必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
49	森林空間林内作業所	○ H10(14年) 法耐24年	6 東部	—	森林を管理する上で必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
50	水無海浜温泉(借地) (更衣室等)	○ H15(9年) 法耐24年	6 東部	—	観光振興の観点から必要な機能です。 今後も維持経費の縮減を図りながら、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
51	般法華支所	△ S55(31年) 法耐50年	6 東部	—	市民にサービスを提供する上で必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図ります。 また、施設内の空きスペースの有効活用について検討します。	般法華支所
52	般法華高齢者福祉総合センター (生活支援ハウス、 デイサービスセンター) 指定管理	○ H12(12年) 法耐50年	6 東部	—	般法華地域の福祉拠点として必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
53	南かやべこんぶ加工センター	○ H6(18年) 法耐38年	6 東部	—	特産品であるこんぶの付加価値向上と漁家経営の安定を図るため必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	南茅部支所

G 管理運営の効率化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
54	南茅部支所	△ S49(37年) 法耐50年	6 東部	—	市民にサービスを提供する上で必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図ります。 また、施設内の空きスペースの有効活用について検討します。	南茅部支所
55	旧図書館(国有地)	✗ S2(84年) 法耐50年	1 西部	—	歴史的建造物として、建物の外観を保存しておく必要があることから、外観等を改修し、図書資料の書庫として活用します。	
56	◆縄文文化交流センター	◎ H22(2年) 法耐50年	6 東部	—	縄文時代の文化遺産を展示・活用し、歴史的な価値を国内外に発信するために必要な機能です。 指定管理者制度を導入し、効率的な管理運営に努めます。	
57	臼尻スキー場	△ H7(17年) 法耐24年 指定管理	6 東部	—	南茅部地域におけるスポーツ大会など冬季のスポーツ・レクリエーションの場として必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
58	南茅部運動広場	✗ S63(23年) 法耐24年 指定管理	6 東部	—	南茅部地域におけるスポーツ大会の開催など、スポーツの振興を図るために必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
59	南茅部スポーツセンター	○ S59(27年) 法耐50年 指定管理	6 東部 地震津波土砂火山	—	南茅部地域におけるスポーツ大会の開催など、スポーツの振興を図るために必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
60	南茅部プール	○ H9(15年) 法耐50年 指定管理	6 東部 地震津波	—	南茅部地域における小学校のプール授業やスポーツ大会の開催など、スポーツの振興等を図るために必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
61	日吉運動広場 (日吉サッカー場)	○ H8(16年) 法耐38年 指定管理	3 東央部	—	天然芝のコートを備え、市民レベルから全道レベルの大会まで幅広く利用され、スポーツの振興を図る上で必要な機能です。 今後整備予定の（仮称）日吉多目的グラウンドとの一体的な活用により、機能向上と効率的な管理運営を図ります。	
62	日吉運動広場 (日吉市民庭球場)	✗ S62(24年) 法耐24年 指定管理	3 東央部	—	市民が気軽にスポーツ活動に親しむことができる施設であり、スポーツの振興を図る上で必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	

G 管理運営の効率化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
63	◆青少年研修センター	○ H8(16年) 法耐50年	1 指定管理	地震津波 西部	団体活動を通じた青少年の健全育成のため必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
64	箱館奉行所(国有地)	◎ H22(2年) 法耐24年	2 指定管理	— 中央部	特別史跡五稜郭跡の歴史的意義と価値を伝える必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
65	古部埋蔵文化財保管庫 (もと古部小学校校舎)	△ S41(45年) 法耐50年	6 東部	—	発掘調査で発見された出土品を保管するために必要な機能です。 当面は、最小限の維持経費で施設を維持していきますが、施設の老朽化の状況や、市が所有する郷土資料や出土品等の展示・保管の方針等を整理する中で、施設の集約化等を検討します。	
66	磯谷埋蔵文化財保管庫 (もと磯谷小学校)	△ S44(42年) 法耐50年	6 東部	—	発掘調査で発見された出土品を保管するために必要な機能です。 当面は、最小限の維持経費で施設を維持していきますが、施設の老朽化の状況や、市が所有する郷土資料や出土品等の展示・保管の方針等を整理する中で、施設の集約化等を検討します。	
67	博物館恵山収蔵庫 (もと恵山小学校)	△ S51(35年) 法耐50年	6 東部	—	博物館に収蔵しきれない資料を保管するために必要な機能です。 当面は、最小限の維持経費で施設を維持していきますが、施設の老朽化の状況や、市が所有する郷土資料や出土品等の展示・保管の方針等を整理する中で、施設の集約化等を検討します。	教育委員会
68	千代台公園 (弓道場)	○ H12(12年) 法耐24年	2 指定管理	— 中央部	市民レベルから全道レベルの大会まで幅広く利用され、スポーツの振興を図る上で必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
69	◆千代台公園 (野球場)	○ H5(19年) 法耐50年	2 指定管理	— 中央部	プロ野球にも利用される野球場であり、スポーツの振興を図る上で必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
70	◆千代台公園 (庭球場)	○ H5(19年) 法耐38年	2 指定管理	— 中央部	夜間照明設備を備えた全天候型テニスコートとして、市民レベルから全道レベルの大会まで幅広く利用され、スポーツの振興を図る上で必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
71	◆千代台公園 (陸上競技場)	○ H10(14年) 法耐50年	2 指定管理	— 中央部	全国・全道大会が開催可能な第2種公認の陸上競技場であり、スポーツの振興を図る上で必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	

G 管理運営の効率化のつづき

	施設名	老朽度	地区区分	避難所	今後の方針	所管部局
72	◆市民プール	△ S46(40年) 法耐50年 指定管理	2 中央部	—	全国・全道大会が開催可能な50mプールを備えた施設であり、スポーツの振興を図る上で必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	教育委員会
73	青柳市民庭球場	△ H5(19年) 法耐24年	1 西部	—	市民が気軽にスポーツ活動に親しむことができる施設であり、スポーツの振興を図る上で必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
74	西桔梗野球場	◎ H18(6年) 法耐38年 指定管理	5 北部	—	夜間照明設備を備えた野球場として、市民レベルから全道レベルの大会に幅広く利用され、スポーツの振興を図る上で必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
75	榎法華総合センター (生涯学習施設)	△ S55(31年) 法耐50年	6 東部	地震 津波 土砂 火山	榎法華地域唯一の生涯学習事業や各種集会等に利用可能な大ホールを備えた施設として、必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	
76	南茅部公民館	△ S47(39年) 法耐50年	6 東部	地震 津波 土砂 火山	南茅部地域唯一の生涯学習事業や各種集会等に利用可能な講堂を備えた施設として必要な機能です。 施設の位置付けの見直しによる用途の拡大や現施設の効率的な管理運営に努めます。	
77	◆市民会館	△ S45(41年) 法耐50年 指定管理	3 東央部	地震 洪水 土砂	市内最大の大ホールなどを有し、市の文化振興の拠点施設であり、また、大規模コンベンションを開催できる施設として必要な機能です。 施設の老朽化が進んでいることから、必要な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
78	◆旧函館区公会堂	× M43(102年) 法耐24年 指定管理	1 西部	—	国指定の重要文化財であり、市を代表する歴史的建造物であることから、建物自体を維持していく必要があります。 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の延命化を図ります。	
79	◆芸術ホール	○ H9(15年) 法耐50年 指定管理	2 中央部	—	音楽や演劇等の発表・イベントに利用されるなど、本市の文化芸術を振興する上で必要な機能です。 今後も、現施設の効率的な管理運営に努めます。	

今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく
「各施設の今後の方針性」について

平成 26 年 3 月

函館市財務部管理課
〒040-8666 函館市東雲町 4 番 13 号
TEL (0138) 21-3504
FAX (0138) 21-3510
URL <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/zaimu/>